

# 長岡工業高等専門学校技術協力会会則

制定 平成 11 年 1 月 27 日  
一部改正 平成 30 年 5 月 31 日  
一部改正 令和 2 年 6 月 30 日  
一部改正 令和 6 年 5 月 30 日

## (名称)

第1条 本会は、長岡工業高等専門学校技術協力会（英語表記：Cooperation Club for National Institute of Technology, Nagaoka College）という。

## (事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

## (組織)

第3条 本会は、本会の趣旨に賛同する企業及び個人を会員として組織する。

2 本会には、次の会員をおく

- 一 法人会員：本会の目的に賛同して入会した企業（法人格を有する）
- 二 個人会員：本会の目的に賛同して入会した個人

## (目的)

第4条 本会は、長岡工業高等専門学校（以下「長岡高専」という。）の教育研究に協力するとともに、長岡高専及び会員相互の連携・交流を深めて産業技術の振興を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 長岡高専の教育研究の充実に関する事項。
- 二 地域産業の発展に関する事項。
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、補欠選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監査役 2名
- 五 幹事 若干名

## (役員選出)

第7条 会長は、総会において決定する。副会長は、会長が委嘱する。理事は、総会において決定し、監査役は、理事の互選により決定する。

## (役員任務)

第8条 会長は、本会を代表し、総ての業務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会業務の執行に当る。
- 4 監査役は、会計を監査する。
- 5 幹事は、会長の命を受け、庶務を掌理する。

## (顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦で会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるとともに、会議に出席して意見を述べることができる。

## (総会)

第10条 総会は、定時総会と臨時総会とし、会長がこれを召集し、議長となる。

- 2 定時総会は、原則として毎年5月に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 3 総会は、本会の運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 4 総会は、会員の過半数（委任状を含む。）の出席で成立する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事及び幹事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要の都度これを召集し、議長となる。

3 理事会は、総会に上程する議案及び重要事項を審議する。

(分科会)

第12条 本会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営については、理事会で定める。

(会計)

第13条 本会の会計は、会長が処理する。

2 本会の経費は、会費、寄附金及び助成金等をもってこれに充てる。

3 会費は年会費とし、法人会員3万円、個人会員2千円とする。

4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年3月31日に終わる。

(入会)

第14条 入会を希望する企業及び個人は、理事会の定めによる様式により申し込みをし、会長の承認を得るものとする。

(退会)

第15条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 退会以外の事由によって会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各項により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(除名)

第16条 会員が、法令、本会則、その他の規則に違反したとき、又は、本会の名誉を棄損し、本会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第17条 次の各号の一つに該当する会員は会員資格を喪失したものとみなす。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

(6) 1年間分以上の会費等を滞納したとき。

(再入会)

第18条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第14条に定める入会申込書の提出を求ることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、総会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めない。

(その他)

第19条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会においてこれを定める。

附 則

この会則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則 (平成30年5月31日一部改正)

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則 (令和2年6月30日一部改正)

この会則は、令和2年6月30日から施行する。

附 則 (令和6年5月30日一部改正)

この会則は、令和6年5月30日から施行する。